

萬葉集評釋 第十卷

窪田空穂著

萬葉

第十卷

京堂版

昭和二十六年一〇月五日印刷
昭和二十六年一〇月一日發行

萬葉集評釋 第十卷 (卷第十四)

定價 五五〇圓

著者

窪田空穂

發行者

東京都千代田區神田神保町一ノ二七
大橋勇夫

印刷者

東京都千代田區神田神保町三ノ二九
佐野眞一

發行所

東京都千代田區神田神保町一ノ一七
株式會社 東京堂

電話神田(25)五一八一五
振替東京二七〇

凡 例

- 一、第十卷は、萬葉集卷第十四と卷第十五の評釋を收めた。
- 一、本文は假名まじり文に書き改めることとし、白文を附した。
- 一、歌の上に附けてある番號は、國歌大觀に依つたものである。便宜の爲のものである。
- 一、題詞の訓は論のあるものである。今は主として新訓萬葉集に従ふ。

萬葉集評釋 第十卷 目次

凡 例		二
萬 葉 集 卷第十四		一
萬 葉 集 卷第十五		一九

萬
葉
集

卷第十四

萬葉集卷第十四概説

一

本卷は、「國歌大觀」の番號の「三三四八」より「三五七七」に至る二三〇首を收録した卷である。歌體は短歌のみで、他のものは一首もない。

本卷の歌は極めて特殊なもので、集中他に類例のないものである。それは一口にいふと、東國の庶民の間に詠はれてゐたものだといふことである。その中の數首は、柿本人麿歌集の中にあるものに似てをり、又は人麿の作だといふ傳へを持つてゐるのであるが、他はすべて作者不明のものである。その中の少數は、京の人の東國に下つてゐて詠んだものかと思はれるのであるが、さうした物を除外しての最大部分は、東國人がその郷土にあつて詠んだもので、東國の農地より生れた歌である。そのことは、歌の殆ど全部が、その土地の地方語をまじへてゐることに依つて明らかである。

歌は編集者によつて細かく部類分けされて、相聞、雜歌、防人の歌、譬喻歌、挽歌とされてゐるが、雜歌は極めて少く、譬喻歌は相聞であり、挽歌も夫婦感情を主としたもので、相聞の範圍に屬させ得るものである。それにこれは例外的に數が少いのである。要するに、いささかの雜歌の混じてゐる相聞歌集と見られるものである。

二

本卷の資料とされた歌は、以前から京にあつた物で、編集者はそれに整理を加へたに過ぎないことは、問題と

ならぬことである。

又、それら資料となつた物が、東歌といふ名稱をもつて呼ばれてゐたことも、明らかに察しられる。それは本巻の歌はすべて東歌であるにも拘らず、巻首の五首の歌に限つて、特に「東歌」といふ部立を設けて特別扱ひをしてゐることである。何故にかうした扱ひをしたかといふことについて、編集者は何事も云つてゐない。編集者は他の歌については、出来得る限りくはしい考證をしてゐるのに、このことについては觸れて云つてゐるところの無いのを見ると、云ふを要さない自明のことと見做したが爲であらう。これについて聯想されるのは、古今和歌集の「東歌」である。それは大歌所に傳はつてゐたものである。古今和歌集の撰者は本集を模範としたことも思ひ合せると、「東歌」と題してある五首の歌は、當時の雜樂寮の歌詞として採録されてゐたもので、「東歌」といふ名稱も、同じく雜樂寮において呼ばれてゐたものであることが知られる。

これら五首の東歌は、その土地からいふと、上總、下總、常陸、信濃であつて、東國といふ中でも京より遠隔な地域である。又歌の素材からいふと、おほらかな、一般性を持つた、一口にいふと上品なものである。

これらの歌が雜樂寮に採用された徑路は、何らかの方法で、直接にその地域より得たか、又は、既に京にあつた同類の歌の中より、雜樂寮の歌びとが、その所用に適する物として選んで取つたか、その二つの中のいずれかでなくてはならない。本巻に取つてはこれは問題となるべきことである。

三

東歌といふ名稱は、雜樂寮の歌びとの附けたものであらうと思はれるが、とにかく京の人が、京を主として附けたものであることは明らかである。京の人が、東國の廣範圍の地域に互つての民謡を蒐集したのは、何ういふ動機よりのことであつたらうか。興味よりであつたらうか。又は必要に驅られてのことであつたらうか。

その興味よりのことではなかつたことは、察しやすい。京の知識人は東國に對して異國情調を感じ、見ぬ風景にあこがれてゐたことは、大伴家持らの歌によつても窺へるから、民謡に對しても或る程度の好奇心を持つてゐたらうとは察しられる。しかし廣範圍の地域に互つての民謡を蒐集するといふことは、單に興味だけで出来る如き軽いことではない。これは現在にあつても容易に出来ようとは想像し難いことである。此の當時にあつては問題とならない雜事業であつたことは明らかである。

必要があつてのこととすると、何ういふ必要が感じられてのことであつたらう。

この點について、最も注意を引くことは、本卷の東歌を蒐集されてゐる東國と、卷第二十所收の、防人を出してゐる國とは、完全に一致してゐて、聊の出入もないといふことである。即ち東海道では遠江、駿河、相模、武藏、上總、下總、常陸の七ヶ國、東山道では信濃、上野、下野、陸奥の四ヶ國で、東歌の蒐集も、防人を出すのも以上の十一ヶ國に限られてゐるといふことである。このことは、東歌と防人の歌との間には、切り離し難い關係のあつたことを示してゐるものと見られる。

防人の歌が如何なる性質のものであつたかは、卷第二十で云ふべきであるが、ここで概言すると、その本來は、勅に依つて、歌をもつて、防人に朝廷に對する忠誠を誓はしめたものである。防人の中のやや重立つた者は、その心の歌を詠んでゐるが、多くは歪められて、親や妻に對する惜別の情、更に妻の惜別の歌にまでもくづれて來たのであるが、本來はさうした物ではなかつたのである。國境の要衝を守らせる重い責任を負はせる防人である上に、朝廷から見ると、その剛勇は頼もしいが、心情については十分に信じ難かつた東國人であるから、彼らに誓言を要求し、歌といふ當時にあつては改まつた形式であるものをもつて、誓言を要求したことは、必要缺くべからざる要求だつたのである。それら防人の歌を取りまとめて兵部省に奉るのは、防人を難波まで引牽して、兵

部省に引き渡す責任を持つてゐた、各國廳の重立つた官人で、これは、負はされてゐた公務の一つだったのである。

國廳に命じて、各防人にそのやうなことをさせてゐた朝廷が、防人を出してゐる國國の、民情の實際を把握する方法とし、その國國に行はれてゐる民謡を、同じく國廳に命じて蒐集させたものと思はれる。それだと、このやうなその當時としては大規模の蒐集も可能性があるが、それを外にしては、不可能のことと思はれるからである。民情把握の方法としてこのやうなことを選んだのは、當時は漢文學の盛行してゐたことであるから、同じ心よりのものである漢土の「詩經」の例に倣ふといふことは快いことであつたらうし、我が國としても「風土記」撰進のことが行はれて、その中にその土地土地の口碑傳説までも取り入れさせてゐたことであるから、庶民の日常語つてゐる歌をと思ひ寄ることは、最も自然なことを云へる。

四

資料としての東歌の保存されてゐた場所は、上述の關係から、宮廷内であつたと思はれる。

それが本巻編集者の手に入つた時には、その保存方法の不十分であつた爲に、可なり混亂してゐたのである。それは、國廳より朝廷に奉つた時には、無論國別けがはつきりしてゐた筈であるのに、それらが一つにされてゐた爲に不明になり、東國の地名で、その所在の國の調べ得る手がかりのあるものは、國別けが出来たが、手がかりの無いものは手のつけやうがなく、「未勘國」として一群とせざるを得なかつたのである。その數の多いところから見ても、混亂の度の甚しかつたことが思はれる。

又、東歌の中に、防人の歌のまじつてゐることも注意される。防人の歌は、歌としては東歌とは全く別種のもので、同一に扱はるべきものではない。たとひ少數であつても、そのまじつてゐることは不自然である。

或國の防人の歌が、假にその國の民謡の中に加はつたといふことも、必ずしも有り得べからざることではないが、この混同はさうした徑路のことではなく、双方宮廷内に保存されてゐる中に、不注意よりおのづから混同を來たしたものであらうと思はれる。このことは本卷〔三四八一〕の防人の歌「あり衣のさゑさゑ鎮み家の妹に物言はず來にて思ひ苦しも」と、卷四〔五〇三〕人麿歌集の歌「珠衣のさるさる沈め家の妹に物言はず來て思ひかねつも」の關係においても思はれることである。

五

本卷の資料が、如何にして編集者の手に入つたかは明らかでない。しかし、卷第二十の防人の歌が、大伴家持の手に入つた徑路を思ふと、略々それと同様ではなかつたかと思はれる。

防人の歌は、東國の國廳の官人の、その引率した防人を兵部省の手に引渡す際、それと共に朝廷に献じた防人の歌を、當時兵部少輔であつた大伴家持が兵部省の官人としてその事務を取扱つた爲、偶然にも防人の歌を内見する機を得て、それを抄録し得た爲である。それは彼の興味よりのことであつた。本卷の東歌も、家持は内舍人として多年宮廷にあつた爲に、そこに保存されながらも閑却されてゐた東歌を、おのづから目にする機會を得、同じく興味より書寫したものであらうと思はれる。その入手の徑路を云つてゐないのは、たとひ閑却されてゐようとも、既に宮廷の庫に收められ、不出の物とされてゐた物であるから、觸れては云へないといふ如き關係からではなからうか。

六

本卷の東歌は、卷第二十の防人の歌と共に、上代の東國の庶民が、如何に高い文藝的感性を持つてゐたかを示してゐるものである。その當時としては、爲政者の民情を知る爲のものであつたと思はれるが、現在から見ると、

文化程度の知られる物となつて、異なる意味において一段と價值あるものとなつてゐるのである。これらの歌は總て合作で、基本となつた物は京の歌であるが、それは目によつて文字をとほして知つたのではなく、耳により聲をとほして知つたのである。現在より推して、その感性の鋭敏さの思はれることである。又、これらの歌は大體、勞働に合せての謠物であつたと思はれるが、歌體の短歌形式に限られてゐることは、短歌形式が謠物として如何に好適な物であつたかを語つてゐることである。

東歌には地方語が多い。防人の歌も同様ではあるが、それよりも量が多いのである。これは歌その物の性質の異なる爲で、防人の歌は朝廷に獻じる公的のものであるのに、東歌は彼らの定住してゐる土地の謠物で、従つて彼らの常用する地方語を以つてする方が、より親しかつた爲である。しかしここに收められてゐる歌は、集録の際或る程度の選擇は加へられたらうから、一般に謠はれてゐた歌は、地方語が、更に多く、内容も更に深刻なものであつたらう。

歌の性質は、大體相聞であることは上に云つた。當時の勞働は大體共同であり、集團的であつたから、さういふ際に謠はれる歌が、最も一般性の多い相聞であつたことは當然である。それにつけ注意されることは、神に對する信仰の心に觸れた歌の極めて稀なことである。これは敬神の心は勞働歌の範圍以外のこととした爲でもあらうか。

相聞の歌は、飽くまで實際に即してゐる爲に、勢ひ赤裸裸で、粗野な露骨なものが少くない。又現實的で、目前を全體としてゐる心が際やかである。精神と肉體とは一元で、そこに何の差別もないと信じてゐたのであるから、熱意の現れは當然赤裸裸な形となつたのである。

それにつけ注意されることは、さうした歌ではあるが、そこに軽い興味的な氣分の全く混じてゐないことであ

る。そのことは、往往まじつてゐる防人の歌の、沈痛味を持つたものと、それら赤裸裸な歌との間に、感味の上で殆ど差別の認められないまでである。この點は後世の歌と著しく異つてゐるのである。

本卷の萬葉集における位置は、和歌史的に見て甚だ高いものであるが、歌その物として見ても、本卷に限られた特殊な味ひがあつて、その意味でも尊重されるべきものである。

萬葉集卷第十四 目次

東 歌

上總の國の雜歌一首 (三四八)		(一三)
下總の國の雜歌一首 (三四九)		(一四)
常陸の國の雜歌二首 (三五〇—一)		(一五)
信濃の國の雜歌一首 (三五二)		(一七)
遠江の國の相聞往來の歌二首 (三五—四)		(一八)
駿河の國の相聞往來の歌五首 (三五—九)		(二〇)
伊豆の國の相聞往來の歌一首 (三六〇)		(二五)
相模の國の相聞往來の歌十二首 (三六一—七)		(二七)
武藏の國の相聞往來の歌九首 (三七—八)		(三七)
上總の國の相聞往來の歌二首 (三八—三)		(四〇)
下總の國の相聞往來の歌四首 (三四—七)		(四六)
常陸の國の相聞往來の歌十首 (三八—九七)		(四九)

信濃の國の相聞往來の歌四首 (三六九—四〇二)	 (五)
上野の國の相聞往來の歌二十二首 (四〇二—二二)	 (六)
下野の國の相聞往來の歌二首 (三四四—五)	 (七)
陸奥の國の相聞往來の歌三首 (三四六—八)	 (八)
遠江の國の譬喩歌一首 (三四九)	 (八)
駿河の國の譬喩歌一首 (三四〇)	 (八)
相模の國の譬喩歌三首 (三四一—三)	 (八)
上野の國の譬喩歌三首 (三四四—六)	 (九)
陸奥の國の譬喩歌一首 (四三七)	 (七)
未勘國の雜歌十七首 (三四六—五)	 (八)
未勘國の相聞往來の歌百十二首 (三四五—五)	 (一〇)
未勘國の防人の歌五首 (三五七—七)	 (九)
未勘國の譬喩歌五首 (三五七—六)	 (九)
未勘國の挽歌一首 (三五七)	 (一七)